

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0641)
処分担当名	同上
処分の名称	保健所で実施する検査等にかかる使用料等の減免申請
概 要	<p>地域保健法施行令第 8 条において、保健所で特に費用を要する衛生上の試験・検査等を実施した場合に使用料、手数料等の徴収及び減免等についての規定がなされており、この趣旨を受け、大阪市保健所条例第 2 条及び第 3 条においても、使用料、手数料等の徴収及び減免等について規定している。</p> <p>【参考】地域保健法施行令 (使用料、手数料又は治療料の徴収) 第 8 条 保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、左に掲げる場合に限り、使用料、手数料又は治療料を徴収することができる。但し、被徴収者が、経済的事情により、その全部又は一部を負担することができないと認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りではない。</p> <p>1. 特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務を行う場合 2. エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設を利用させるため、特に費用を要する場合 3. 特に費用を要する治療を行う場合</p>
根拠法令等 及び条項	<p>地域保健法施行令第 8 条 大阪市保健所条例第 2 条・第 3 条 大阪市保健所条例施行規則第 5 条</p>
審査基準	<p>・申請者が、次の各号のいずれかに該当する者から申請があったときは、保健所条例の規定により使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 前号に掲げる者に準ずると市長が認める者 (3) その他市長が特別の事由があると認める者</p> <p>2 前項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長の指示に従い、必要な証明書を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	即時
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	<p>生活保護を受けている者として減免を申請する場合は、生活保護適用証明書（医療扶助該当者）を保健福祉課へ提出 それ以外の場合は事由を証明する書類を提出してください。 (詳しくは相談窓口にお問い合わせください。)</p>
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	
備 考	